

札幌市発達障がい者支援地域協議会設置要綱

令和2年3月31日
保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項に基づいて設置する発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、発達障がい児者やその家族、学識経験者、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が地域における発達障がい児者の支援体制に関する課題について情報を共有、連携の緊密化を図り、発達障がい児者への支援体制整備の充実について協議を行うものとする。

(名称)

第3条 協議会の名称は、札幌市発達障がい者支援地域協議会とする。

(組織)

第4条 協議会は、全体会と各部会により組織する。

2 全体会の委員（以下、委員という。）は20名以内をもって組織し、次に掲げる者たちから、市長が委嘱する。

- (1) 発達障がい当事者・その家族
- (2) 学識経験者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 障害福祉サービス事業所等関係者
- (5) 札幌市自立支援協議会関係者
- (6) 札幌市自閉症・発達障害支援センター職員
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(臨時委員)

第7条 学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認めるときは臨時委員を置くことができ、市長が委嘱する。

(会長)

第8条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(全体会)

第9条 全体会は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第10条 協議会には部会とプロジェクトチームを置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

3 部会には部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会は、部会設置の目的、活動内容を決定し、設置されるものとする。

6 協議会は、有期限での取組を行うプロジェクトチームを設置することができる。プロジェクトチームの構成、活動内容、運営については、会長が協議会に諮って定める。また、当該プロジェクトチームに属する委員の互選によって代表者を決め、代表者がその議長となる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、事務局（札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課及び札幌市自閉症・発達障害支援センター、子ども発達支援総合センター）において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議要綱（平成17年6月28日施行）は、廃止する。